

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、昨十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号) 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

以上三件 社会労働委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第三三号)

大蔵委員会 付託

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案付託)

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に對し、議長は昨十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、国の会計に関する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

十一、各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十二年二月十八日 提出者 大蔵委員長 池田 行彦

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。